

《埋蔵文化財包蔵地確認の流れ》

建築・土木工事・開発行為等を行う際には、工事を計画されている土地が埋蔵文化財包蔵地に該当するか確認が必要です。

包蔵地の確認は、**生涯学習課窓口もしくは FAX** にてお受けします。
確認の際は包蔵地照会カードと照会地の地図をご提出ください。
なお電話での照会は行っておりません。

包蔵地に**該当**する場合

非該当の場合

文化財保護法第93条又は94条に基づく届出（発掘届）を提出する必要があります。
工事着手60日前までに提出してください。

届出等は必要ありません。
ただし工事中に土器などが見つかった場合には、速やかに生涯学習課へご連絡ください。

届出書をもとに計画地を試し掘りして、埋蔵文化財の有無や内容を調べます。**（試掘調査）**

調査を行い

埋蔵文化財が**存在した場合**

存在しなかった場合

〈本発掘調査〉

本発掘調査が必要となります。
本発掘の際の費用は原因者負担となり、工事は調査終了まで行うことができません。
あらかじめご了承ください。

〈工事立ち会い〉

工事による影響が非常に小さい場合は、工事立ち会いとなります。

〈慎重工事〉

埋蔵文化財の所在の有無について回答します。
回答後、工事に着手してください。

※書面での照会から回答までおよそ2ヵ月要します。

【問い合わせ先】 三郷市教育委員会生涯学習課 TEL :048-930-7759

FAX :048-953-1160

E-mail gakushuu@city.misato.lg.jp